

# 第1 調査の概要

## 1 調査の目的

犯罪者・非行少年に効果的な処遇を行うためには、対象者の認知特性や人格特性といった個人内の要因や、その者を取り巻く家族関係、交友関係といった環境的な要因に加え、本人の生活意識や価値観等を含めて多角的に捉えることが必要である。特に、自身の犯罪・非行の要因や処分内容についてどのように受け止めているか、犯罪・非行から立ち直るためにはどのようなことが必要だと考えているかといった本人の認識は、改善更生の意欲と関連し、予後にも影響を与えると考えられる。

法務総合研究所では、過去4回にわたり、非行少年がどのような生活意識や価値観等を持っているかを把握することを目的として、定期的に意識調査を実施し、犯罪白書（法務総合研究所、1990；1998；2005；2011a）において概要を紹介してきたほか、法務総合研究所研究部報告（法務総合研究所、1991；1999；2006；2011b）等にまとめてきた。平成2年から始まった同調査（以下「平成2年調査」という。）は、10年に第2回（以下「平成10年調査」という。）、17年に第3回（以下「平成17年調査」という。）、23年に第4回（以下「平成23年調査」という。）が実施され、特に、平成23年調査では、非行や犯罪により矯正施設に収容された30歳未満の青少年の生活意識等の特徴を分析するため、調査対象を若年犯罪者にまで拡大し、非行少年との比較を通じて、それぞれの特徴を浮き彫りにする工夫を行った。同調査の結果からも垣間見るとおり、犯罪者と非行少年とでは、それぞれ让生活意識や価値観等の特徴に異なる傾向がうかがえる。こうした知見の蓄積は、実際の犯罪者・非行少年処遇の基礎資料として有用と考えられること、これまで我が国では犯罪者に対する全国規模での定点観測的な意識調査が行われた実績が乏しいことなどを踏まえると、幅広い年齢層の犯罪者も調査対象とすることには意義がある。また、近年の意識調査では、保護観察対象者を調査対象としなかったところ、施設内処遇を受けている者と社会内処遇を受けている者とでは、処遇経過や処遇内容が大きく異なり、それによって調査時の生活意識や処分の受け止め方等にも違いがあることが予想される。そのため、保護観察対象者を調査対象に含んだ上で分析を行うことは、調査結果の汎用性の高さにつながると考えられる。

そこで、今回実施した第5回調査（以下「令和3年調査」という。）では、少年鑑別所に入所している非行少年に加え、刑事施設に入所している犯罪者、保護観察を受けている犯罪者・

非行少年も調査対象とし、犯罪者と非行少年との比較や、施設内処遇対象者と社会内処遇対象者との比較等により、それぞれの特徴を捉えるとともに、犯罪・非行に至った要因やその後の処分等に関して、当事者本人の意識を分析することにより、犯罪・非行のリスク要因や立ち直りに必要なニーズ等を明らかにすることを目的とした。

## 2 実施方法

### (1) 調査対象者

#### ア 刑事施設入所者

令和3年1月1日から同月29日までの間に全国の拘置所（一部の拘置支所を含む。）において刑が確定し、新たに刑執行開始時調査を実施した者（処遇施設を確定するに足りる処遇指標を仮に判定するために必要な調査を行い、処遇施設へ移送する対象となった者を含む。）857人のうち、調査協力に同意した者595人（回収率69.4%）とした。性別は、男性539人、女性49人、不詳7人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体44.7歳、男性44.5歳、女性46.6歳であった。

なお、調査対象施設は、「平成31年・令和元年 矯正統計年報」（法務省大臣官房司法法制部、2020）による1日平均収容人員において、被告人の総数が10人以上の規模の全国の拘置所及び拘置支所（確定施設）とした。平成23年調査における若年犯罪者の調査対象施設は全国の刑務所（処遇施設）であり、刑務所における矯正処遇が始まっていることなど、令和3年調査とは調査対象施設や調査を実施したタイミングに違いがあるものの、全国の刑事施設を対象とした調査であることや刑確定後の調査であることなどの基本的な設定は同一であり、対象者間の質的な分布の差やそれによる調査結果への影響は限定的なものと判断した。

#### イ 保護観察対象者

令和3年1月1日から同月29日までの間に、全国の保護観察所において、新たに保護観察を開始した者1,437人（1号観察（交通短期保護観察を含む。）、2号観察、3号観察及び4号観察）のうち、調査協力に同意した者640人（回収率44.5%）とした。調査時年齢が20歳以上の者は388人であったところ、その性別は、男性335人、女性49人、不詳4人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体43.2歳、男性42.9歳、女性45.4歳であった。また、調査時年齢が20歳未満の者は252人であったところ、その性別は、男子209人、女子39人、不詳4人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体17.9歳、男子17.8歳、女子18.0歳であった。

## ウ 少年鑑別所入所者

令和3年1月1日から同月29日までの間に、全国の少年鑑別所に観護措置により入所した少年（観護令状により入所し、同期間に事件が家庭裁判所に受理された者を含む。）219人のうち、調査協力を同意した者184人（回収率84.0%）とした。性別は、男子164人、女子16人、不詳4人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体17.2歳、男子17.3歳、女子16.4歳であった。

なお、調査期間の一部は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言が発出された時期（令和3年1月8日から同年3月21日まで）と重なっていたところ、同宣言下での調査対象施設の状況等を踏まえた上で、調査実施上の支障は生じにくいと判断し、特別の措置は講じなかった。ただし、過去の調査状況とは異なるため、結果の比較や解釈に当たっては、一定の留意を要する。

## （2）調査方法

### ア 質問紙調査

調査対象者への質問紙の配布・回収は各施設の職員が行い、適宜の場所（矯正施設においては、居室、教室等、保護観察所においては、面接室、待合室、集団処遇室等）において、無記名による自己記入を求めた。質問紙の表題は「生活意識と価値観に関する調査」とし、表紙には、回答するか否かは自由であり、回答の有無や回答内容によって今後の施設での成績、評価、処遇等に影響することはないこと、思ったとおりに回答して構わないこと、調査結果は統計的な処理を行った上で発表する予定であり、個人情報外部に知られることはないことなどを記載し、調査への協力が任意であって強制ではないことを明示した。その上で、調査協力の意思を確認する欄を設け、「回答しない」という欄にチェックが入っていた場合は、分析から除外した。

なお、前記対象者のうち、日本語を理解できないこと等の理由により、質問紙に自力で回答することが困難であると施設担当者が判断した者については、調査対象者から除外した。

### イ 職員による記録調査

調査対象者のうち質問紙調査への協力の意向を示した者について、各施設で把握している情報に基づき、罪名・非行名、刑事施設への入所回数（刑事施設入所者及び20歳以上の保護観察対象者（以下「保護観察対象者（20歳以上の者）」という。）に限る。）、保護処分歴等につ

いて調査を依頼し、当該情報について符号化を経た上で提供を受けた。

### (3) 調査内容

令和3年調査においては、これまでの調査結果との比較により、非行少年の意識の変化を把握することを目的の一つとしたことから、質問項目の多くは、平成23年調査で使用したものと同一のものを用いた。ただし、令和3年調査では調査対象者の範囲を広げたことから、主に、①調査対象者が矯正施設在所中の者か、保護観察中の者か、②調査対象者が犯罪者か、非行少年かといった2点の違いによって、一部の質問項目の教示文に修正の必要が生じた（例えば、施設に収容される前の状況を問うか、現在の状況を問うかなど）。また、一部の質問項目については、過去の調査結果から、回答者にとって分かりにくいと考えられた教示文や、新たに設けた方が有用と考えられる選択肢等があったことから、質問の設定趣旨に影響を与えないと判断される程度の修正、選択肢の追加・削除等の措置を講じた。

また、犯罪者・非行少年の特徴を捉えるために必要と考えられる事項については、質問項目を新設した。平成23年調査の質問項目と異なるものについては、次のとおりである。

#### ア 新設した質問項目

##### (ア) 属性等に関する項目

- F 3 婚姻状況
- F 4 子どもに関する事項
- F 5 居住状況（刑事施設入所者及び少年鑑別所入所者は、施設収容前のもの）
- F 6 親の死亡に関する事項
- F 7 学校に関する事項
- F 9 就労状況
- F 10 帰住予定地（刑事施設入所者及び少年鑑別所入所者）

##### (イ) 犯罪者・非行少年の生活状況等に関する項目

- Q16 自己申告非行尺度
- Q24 影響を受けた人

#### イ 修正した質問項目（教示文等の微修正は除く。）

##### (ア) 属性等に関する項目

F 8 最終学歴

(イ) 犯罪者・非行少年の生活状況等に関する項目

- Q1 家庭生活に対する満足度
- Q2 家族との関係
- Q5 大切な友人
- Q6 周囲の人々との関係
- Q8 就労に対する意識
- Q11 態度・価値観
- Q13 犯罪・非行に対する意見
- Q14 犯罪・非行等をする者に対する意見
- Q15 犯罪・非行原因についての認識
- Q17 処分歴
- Q20 処分の重さに対する意識と処分後の態度（罰金）
- Q21 処分の重さに対する意識と処分後の態度（執行猶予）
- Q25 再犯・再非行に及んだ要因に関する認識
- Q26 心のブレーキ
- Q27 これからの生活で大切なこと

(4) 分析方法

調査結果の分析は、主にクロス集計表による分析と一元配置の分散分析を用いて行うこととし、必要に応じて、各項において、その他の分析を行った。

クロス表分析における検定は、 $\chi^2$ 検定を行ったが、度数が少ないなど、適さない場合は、Fisherの直接確率検定又はモンテカルロ法を使用した検定を実施した。有意水準は5% ( $p<.05$ ) として、統計的に有意な差が認められるかを検討し、認められた場合には残差分析を行った。また、目的変数が連続変数の場合、必要に応じて、一元配置の分散分析を行い、等分散性が認められなかった場合には、Welchの方法によった。多重比較は、Bonferroniの方法によった。

なお、回答に不備があった者を分析から除外したため、調査項目によって回答している実人員が異なる場合や、重複計上のため、一人当たりの回答数が異なる調査項目がある。各調査項目における対象者の身分別の実人員については、単純集計表を参照されたい。

## ア 対象者の身分別の分析

今回の調査対象者である刑事施設入所者、保護観察対象者（20歳以上の者）、少年鑑別所入所者及び少年の保護観察対象者（以下「保護観察対象者（少年）」という。）の4種類の区分における総数をそれぞれ示し、身分別の分析を行った。

## イ 前回までの調査との比較による分析

今回の調査対象者のうち、少年鑑別所入所者について、前回調査との比較を行った。ただし、令和3年調査から新設した項目や選択肢の修正を行った項目等、前回までの調査との比較が困難又は不適當なものについては、当該分析を行わなかった。

なお、令和3年調査は、調査対象者を若年犯罪者に限らず、全年齢層に拡大し、幅広い年齢層の犯罪者の意識を調査するという目的で実施したことに鑑み、若年犯罪者に限定した比較や分析は行わないこととし、参考資料として若年犯罪者の結果を掲載した。

調査対象者の属性等を見ると、1-2-1表のとおりである。

1-2-1表

調査対象者の属性等

① 属性等

属性等	区分	総数	犯罪者			非行少年	
			刑事施設入所者		保護観察対象者	少年鑑別所入所者	保護観察対象者
				若年(30歳未満)			
総数		1,419 (100.0)	595 (100.0)	87 (100.0)	388 (100.0)	184 (100.0)	252 (100.0)
性別	男性(男子)	1,247 (89.1)	539 (91.7)	81 (94.2)	335 (87.2)	164 (91.1)	209 (84.3)
	女性(女子)	153 (10.9)	49 (8.3)	5 (5.8)	49 (12.8)	16 (8.9)	39 (15.7)
年齢層	年少少年	42 (3.0)	...	...	...	24 (13.3)	18 (7.5)
	中間少年	127 (9.2)	...	...	...	66 (36.7)	61 (25.3)
	年長少年	252 (18.2)	...	...	...	90 (50.0)	162 (67.2)
	20～29歳	165 (11.9)	87 (14.9)	87 (100.0)	78 (20.5)	...	...
	30～39歳	218 (15.7)	136 (23.3)	...	82 (21.6)	...	...
	40～49歳	258 (18.6)	160 (27.4)	...	98 (25.8)	...	...
	50～64歳	238 (17.2)	146 (25.0)	...	92 (24.2)	...	...
	65歳以上	85 (6.1)	55 (9.4)	...	30 (7.9)	...	...
刑事施設への入所回数	なし	81 (8.2)	...	...	81 (20.9)	...	...
	1回	421 (42.9)	249 (41.8)	71 (81.6)	172 (44.4)	...	...
	2回以上	480 (48.9)	346 (58.2)	16 (18.4)	134 (34.6)	...	...
保護処分歴	なし	1,009 (72.5)	455 (76.6)	63 (72.4)	262 (69.7)	108 (59.0)	184 (77.3)
	児童自立支援施設等送致	10 (0.7)	3 (0.5)	-	3 (0.8)	2 (1.1)	2 (0.8)
	保護観察	191 (13.7)	62 (10.4)	10 (11.5)	38 (10.1)	56 (30.6)	35 (14.7)
	少年院送致	181 (13.0)	74 (12.5)	14 (16.1)	73 (19.4)	17 (9.3)	17 (7.1)
婚姻状況	未婚	825 (59.1)	228 (39.4)	59 (67.8)	180 (46.8)	174 (95.6)	243 (97.6)
	有配偶	274 (19.6)	188 (32.5)	17 (19.5)	74 (19.2)	7 (3.8)	5 (2.0)
	離婚	296 (21.2)	163 (28.2)	11 (12.6)	131 (34.0)	1 (0.5)	1 (0.4)
子供の有無	実子	477 (34.3)	287 (49.9)	20 (23.8)	174 (45.4)	8 (4.4)	8 (3.2)
	連れ子等	39 (2.8)	29 (5.0)	5 (6.0)	9 (2.3)	-	1 (0.4)
	なし	875 (62.9)	259 (45.0)	59 (70.2)	200 (52.2)	175 (95.6)	241 (96.4)
居住状況	単独	363 (25.6)	227 (38.2)	15 (17.2)	103 (26.5)	15 (8.2)	18 (7.1)
	両親	316 (22.3)	48 (8.1)	12 (13.8)	66 (17.0)	80 (43.5)	122 (48.4)
	父又は母	284 (20.0)	63 (10.6)	20 (23.0)	69 (17.8)	69 (37.5)	83 (32.9)
	配偶者	221 (15.6)	166 (27.9)	14 (16.1)	46 (11.9)	5 (2.7)	4 (1.6)
	その他の親族	496 (35.0)	114 (19.2)	34 (39.1)	100 (25.8)	117 (63.6)	165 (65.5)
	その他	206 (14.5)	76 (12.8)	24 (27.6)	80 (20.6)	28 (15.2)	22 (8.7)
教育程度	小学校・中学校在学	27 (2.3)	-	-	-	13 (9.4)	14 (7.0)
	小学校・中学校卒業	227 (19.0)	125 (23.9)	13 (16.3)	55 (16.5)	20 (14.4)	27 (13.4)
	高等学校在学	56 (4.7)	1 (0.2)	-	-	23 (16.5)	32 (15.9)
	高等学校中退	299 (25.0)	117 (22.4)	23 (28.8)	77 (23.1)	52 (37.4)	53 (26.4)
	高等学校卒業	310 (25.9)	145 (27.7)	16 (20.0)	114 (34.2)	12 (8.6)	39 (19.4)
	専門学校等在学	9 (0.8)	-	-	-	1 (0.7)	8 (4.0)
	専門学校等中退	22 (1.8)	8 (1.5)	3 (3.8)	7 (2.1)	2 (1.4)	5 (2.5)
	専門学校等卒業	77 (6.4)	48 (9.2)	6 (7.5)	28 (8.4)	-	1 (0.5)
	大学等在学	15 (1.3)	3 (0.6)	2 (2.5)	-	2 (1.4)	10 (5.0)
	大学等中退	27 (2.3)	16 (3.1)	6 (7.5)	11 (3.3)	-	-
	大学等卒業	71 (5.9)	41 (7.8)	7 (8.8)	30 (9.0)	-	-
その他	56 (4.7)	19 (3.6)	4 (5.0)	11 (3.3)	14 (10.1)	12 (6.0)	
就労状況	有職	516 (38.4)	186 (32.3)	33 (38.4)	90 (24.3)	97 (56.4)	143 (63.3)
	非正規雇用	217 (16.1)	69 (12.0)	10 (11.6)	28 (7.5)	55 (32.0)	65 (28.8)
	無職	660 (49.1)	291 (50.6)	43 (50.0)	256 (69.0)	52 (30.2)	61 (27.0)
	その他	168 (12.5)	98 (17.0)	10 (11.6)	25 (6.7)	23 (13.4)	22 (9.7)

② 罪名・非行名

区 分	総 数	犯罪者			非行少年	
		刑事施設入所者		保護観察対象者	少年鑑別所入所者	保護観察対象者
			若年(30歳未満)			
総 数	1,413 (100.0)	595 (100.0)	87 (100.0)	385 (100.0)	182 (100.0)	251 (100.0)
刑 法 犯 総 数	902 (63.8)	366 (61.5)	70 (80.5)	284 (73.8)	130 (71.4)	122 (48.6)
殺 人	16 (1.1)	8 (1.3)	2 (2.3)	8 (2.1)	-	-
強 盗	50 (3.5)	24 (4.0)	5 (5.7)	14 (3.6)	8 (4.4)	4 (1.6)
傷 害・暴 行	78 (5.5)	15 (2.5)	3 (3.4)	13 (3.4)	29 (15.9)	21 (8.4)
窃 盗	415 (29.4)	190 (31.9)	32 (36.8)	143 (37.1)	44 (24.2)	38 (15.1)
詐 欺	117 (8.3)	56 (9.4)	14 (16.1)	42 (10.9)	11 (6.0)	8 (3.2)
恐 喝	19 (1.3)	6 (1.0)	1 (1.1)	3 (0.8)	7 (3.8)	3 (1.2)
強制性交等・強制わいせつ	55 (3.9)	16 (2.7)	4 (4.6)	21 (5.5)	11 (6.0)	7 (2.8)
放 火	7 (0.5)	3 (0.5)	1 (1.1)	3 (0.8)	1 (0.5)	-
公 務 執 行 妨 害	6 (0.4)	3 (0.5)	-	-	2 (1.1)	1 (0.4)
住 居 侵 入	17 (1.2)	6 (1.0)	-	6 (1.6)	1 (0.5)	4 (1.6)
暴力行為等処罰法	7 (0.5)	6 (1.0)	1 (1.1)	-	1 (0.5)	-
そ の 他	115 (8.1)	33 (5.5)	7 (8.0)	31 (8.1)	15 (8.2)	36 (14.3)
特 別 法 犯 総 数	497 (35.2)	229 (38.5)	17 (19.5)	101 (26.2)	45 (24.7)	122 (48.6)
覚 醒 剤 取 締 法	247 (17.5)	176 (29.6)	8 (9.2)	67 (17.4)	1 (0.5)	3 (1.2)
道 路 交 通 法	146 (10.3)	21 (3.5)	3 (3.4)	12 (3.1)	21 (11.5)	92 (36.7)
そ の 他	104 (7.4)	32 (5.4)	6 (6.9)	22 (5.7)	23 (12.6)	27 (10.8)
△ 犯	14 (1.0)	...	...	...	7 (3.8)	7 (2.8)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①は、各属性等が不詳の者、②は、罪名又は非行名が不詳の者をそれぞれ除く。  
 3 「年齢層」は、調査時の年齢による。ただし、「年少少年」は、14歳未満の者を含む。  
 4 「刑事施設への入所回数」は、今回入所を含む。  
 5 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。  
 6 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。ただし、刑事施設入所者は、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。  
 7 「婚姻状況」は、調査時により、「有配偶」には、内縁関係及び事実婚にある者を含む。  
 8 「子供の有無」は、調査時により、「連れ子等」は、配偶者（内縁関係及び事実婚を含む。）の連れ子又はその他の子供（養子等）をいう。  
 9 「居住状況」は、重複計上により、（ ）内は、調査対象者の総数又は身分別の人員における該当率である。保護観察対象者は調査時のものであり、刑事施設入所者及び少年鑑別所入所者は施設収容前のものである。また、「両親」及び「父又は母」は、義父母を含み、「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。  
 10 「教育程度」は、調査時における最終学歴又は就学状況であり、「在学」には休学している者を含む。  
 11 「就労状況」は、調査時により、「非正規雇用」は、パートタイム（アルバイトを含む。）、派遣社員、契約社員等をいう。また、「無職」は失業中の者を含み、「その他」は専業主婦又は主夫を含む。  
 12 複数の罪名又は非行名を有する場合は、法定刑の最も重いもの（△犯については、最も法定刑の軽いものとして扱う。）に計上している。  
 13 （ ）内は、各属性等の総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である（「居住状況」を除く。）。

ウ 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の分析

(ア) 自己申告非行尺度について (Q16)

令和3年調査においては、調査対象者の犯罪性や非行性の進度を把握するために、自己申告非行尺度（岡邊、2010）に依拠した質問項目を設定した。本尺度は、16歳から19歳の男子を対象とした質問紙調査の結果から開発された自己申告非行の程度を測定する尺度であり、犯罪



統計に基づく内容的妥当性、非行関連の外的指標との基準関連妥当性及び再テスト法による信頼性の確認がなされている（岡邊、2021）。原版は、全21項目であるところ、本調査においては、成人を対象に含めることに鑑み、「飲酒」・「怠学」・「家出」・「無免許」・「学校損壊」・「学校持出し」・「家族暴力」・「自宅持出し」・「自宅損壊」・「生徒暴力」の10項目を削除するとともに、暴力に関する項目を補足するため、家族以外の者への暴力に関する項目（「家族以外の人に乱暴なことをしたり、『乱暴なことをするぞ』とおどかしたりした」）を追加し、計12項目について、「0回」、「1回」、「2回」及び「3回以上」の4件法で質問した。また、原版では「最近1年間」の経験回数を尋ねているが、本調査では身柄拘束中の者が一定数いることを勘案し、「社会内で生活していた直近1年間」を対象期間として、回答を求めた。分析に当たっては、いずれかの項目が無回答であった者を除外した上で、各項目について、「0回」を0点、「1回」を1点、「2回」を2点、「3回以上」を3点とし、12項目の合計を自己申告非行尺度合計得点（0～36点）とした。

#### （イ）犯罪・非行進度別の分類と分析

全調査対象者について、自己申告非行尺度合計得点の分布に応じ、最低点から下位25%の者が含まれる得点（0点）を犯罪・非行進度の低群（530人、39.6%）、最高点から上位25%の者が含まれる得点域（5～36点）を同高群（368人、27.5%）、これらの間となる得点域（1～4点）を同中群（442人、33.0%）（以下「低群」、「中群」、「高群」という。）として、3群に分類した。その上で、犯罪者（刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者））、非行少年（少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年））のそれぞれについて、3群間での比較を行った。なお、犯罪者51名（刑事施設入所者27名、保護観察対象者（20歳以上の者）24名）、非行少年28名（少年鑑別所入所者6名、保護観察対象者（少年）22名）については、自己申告非行尺度合計得点が不詳のため、本分析では除外した。

調査対象者の属性等を犯罪者・非行少年別に見るとともに、これを犯罪・非行進度別に見ると、1-2-2表のとおりである。

1-2-2表

調査対象者の属性等（犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別）

① 属性等

属性等	区分	総数	犯罪者			非行少年		
			低群	中群	高群	低群	中群	高群
調査対象者	刑事施設入所者	568 (42.4)	239 (62.6)	196 (58.7)	133 (61.6)	...	...	...
	保護観察対象者(成人)	364 (27.2)	143 (37.4)	138 (41.3)	83 (38.4)	...	...	...
	少年鑑別所入所者	178 (13.3)	...	...	...	42 (28.4)	52 (48.1)	84 (55.3)
	保護観察対象者(少年)	230 (17.2)	...	...	...	106 (71.6)	56 (51.9)	68 (44.7)
性別	男性(男子)	1,182 (89.2)	344 (90.5)	285 (86.6)	203 (94.9)	112 (77.2)	96 (89.7)	142 (94.7)
	女性(女子)	143 (10.8)	36 (9.5)	44 (13.4)	11 (5.1)	33 (22.8)	11 (10.3)	8 (5.3)
年齢層	年少少年	39 (3.0)	...	...	...	8 (5.5)	11 (10.5)	20 (13.9)
	中間少年	119 (9.1)	...	...	...	31 (21.4)	42 (40.0)	46 (31.9)
	年長少年	236 (18.0)	...	...	...	106 (73.1)	52 (49.5)	78 (54.2)
	20～29歳	155 (11.8)	49 (13.0)	55 (16.7)	51 (23.9)	...	...	...
	30～39歳	208 (15.8)	82 (21.7)	78 (23.7)	48 (22.5)	...	...	...
	40～49歳	253 (19.3)	119 (31.5)	79 (24.0)	55 (25.8)	...	...	...
	50～64歳	224 (17.0)	102 (27.0)	76 (23.1)	46 (21.6)	...	...	...
	65歳以上	80 (6.1)	26 (6.9)	41 (12.5)	13 (6.1)	...	...	...
刑事施設への入所回数	なし	74 (7.9)	26 (6.8)	31 (9.3)	17 (7.9)	...	...	...
	1回	406 (43.6)	184 (48.2)	138 (41.3)	84 (39.1)	...	...	...
	2回以上	451 (48.4)	172 (45.0)	165 (49.4)	114 (53.0)	...	...	...
保護処分歴	なし	951 (72.4)	280 (74.3)	258 (78.7)	144 (67.3)	112 (78.9)	77 (73.3)	80 (54.4)
	児童自立支援施設等送致	10 (0.8)	-	3 (0.9)	3 (1.4)	1 (0.7)	-	3 (2.0)
	保護観察	178 (13.6)	38 (10.1)	30 (9.1)	23 (10.7)	20 (14.1)	21 (20.0)	46 (31.3)
	少年院送致	174 (13.3)	59 (15.6)	37 (11.3)	44 (20.6)	9 (6.3)	7 (6.7)	18 (12.2)
婚姻状況	未婚	775 (58.7)	128 (34.0)	152 (46.5)	104 (48.8)	143 (97.3)	103 (97.2)	145 (95.4)
	有配偶	258 (19.5)	125 (33.2)	69 (21.1)	52 (24.4)	4 (2.7)	2 (1.9)	6 (3.9)
	離婚死別	288 (21.8)	123 (32.7)	106 (32.4)	57 (26.8)	-	1 (0.9)	1 (0.7)
子供の有無	実子	459 (34.8)	208 (55.8)	152 (46.8)	84 (39.4)	6 (4.1)	2 (1.9)	7 (4.6)
	連れ子等	38 (2.9)	18 (4.8)	11 (3.4)	8 (3.8)	1 (0.7)	-	-
	なし	821 (62.3)	147 (39.4)	162 (49.8)	121 (56.8)	141 (95.3)	105 (98.1)	145 (95.4)
居住状況	単独	349 (26.0)	108 (28.3)	127 (38.0)	81 (37.5)	14 (9.5)	7 (6.5)	12 (7.9)
	両親	298 (22.2)	47 (12.3)	42 (12.6)	20 (9.3)	78 (52.7)	53 (49.1)	58 (38.2)
	父又は母	262 (19.6)	55 (14.4)	43 (12.9)	24 (11.1)	38 (25.7)	41 (38.0)	61 (40.1)
	配偶者	212 (15.8)	107 (28.0)	54 (16.2)	42 (19.4)	5 (3.4)	-	4 (2.6)
	その他の親族	466 (34.8)	99 (25.9)	66 (19.8)	37 (17.1)	99 (66.9)	71 (65.7)	94 (61.8)
	その他	195 (14.6)	53 (13.9)	56 (16.8)	39 (18.1)	18 (12.2)	8 (7.4)	21 (13.8)
教育程度	小学校・中学校在学	25 (2.2)	-	-	-	3 (2.6)	9 (11.0)	13 (10.6)
	小学校・中学校卒業	217 (19.0)	68 (19.8)	52 (18.2)	52 (27.4)	10 (8.6)	10 (12.2)	25 (20.3)
	高等学校在学	55 (4.8)	-	-	1 (0.5)	19 (16.4)	18 (22.0)	17 (13.8)
	高等学校中退	281 (24.6)	78 (22.7)	58 (20.3)	48 (25.3)	21 (18.1)	27 (32.9)	49 (39.8)
	高等学校卒業	296 (25.9)	98 (28.5)	102 (35.7)	47 (24.7)	36 (31.0)	7 (8.5)	6 (4.9)
	専門学校等在学	9 (0.8)	-	-	-	6 (5.2)	2 (2.4)	1 (0.8)
	専門学校等中退	21 (1.8)	7 (2.0)	5 (1.7)	2 (1.1)	4 (3.4)	1 (1.2)	2 (1.6)
	専門学校等卒業	75 (6.6)	32 (9.3)	25 (8.7)	17 (8.9)	1 (0.9)	-	-
	大学等在学	14 (1.2)	2 (0.6)	-	1 (0.5)	8 (6.9)	2 (2.4)	1 (0.8)
	大学等中退	27 (2.4)	13 (3.8)	9 (3.1)	5 (2.6)	-	-	-
	大学等卒業	70 (6.1)	33 (9.6)	28 (9.8)	9 (4.7)	-	-	-
その他	51 (4.5)	13 (3.8)	7 (2.4)	8 (4.2)	8 (6.9)	6 (7.3)	9 (7.3)	
就労状況	有職	486 (38.1)	104 (28.3)	96 (29.8)	60 (28.8)	106 (75.2)	53 (55.8)	67 (47.5)
	非正規雇用	204 (16.0)	35 (9.5)	37 (11.5)	20 (9.6)	47 (33.3)	30 (31.6)	35 (24.8)
	無職	629 (49.3)	202 (54.9)	195 (60.6)	123 (59.1)	26 (18.4)	30 (31.6)	53 (37.6)
	その他	160 (12.5)	62 (16.8)	31 (9.6)	25 (12.0)	9 (6.4)	12 (12.6)	21 (14.9)

② 罪名・非行名

区 分	総 数	犯罪者			非行少年		
		低 群	中 群	高 群	低 群	中 群	高 群
総 数	1,334 (100.0)	380 (100.0)	334 (100.0)	215 (100.0)	148 (100.0)	106 (100.0)	151 (100.0)
刑 法 犯 総 数	850 (63.7)	188 (49.5)	269 (80.5)	155 (72.1)	67 (45.3)	69 (65.1)	102 (67.5)
殺 人	16 (1.2)	7 (1.8)	8 (2.4)	1 (0.5)	-	-	-
強 盗	47 (3.5)	13 (3.4)	19 (5.7)	5 (2.3)	-	4 (3.8)	6 (4.0)
傷 害・暴 行	75 (5.6)	12 (3.2)	8 (2.4)	8 (3.7)	12 (8.1)	9 (8.5)	26 (17.2)
窃 盗	380 (28.5)	55 (14.5)	152 (45.5)	94 (43.7)	11 (7.4)	30 (28.3)	38 (25.2)
詐 欺	116 (8.7)	34 (8.9)	39 (11.7)	25 (11.6)	2 (1.4)	8 (7.5)	8 (5.3)
恐 喝	19 (1.4)	-	4 (1.2)	5 (2.3)	-	6 (5.7)	4 (2.6)
強制性交等・強制わいせつ	53 (4.0)	22 (5.8)	9 (2.7)	5 (2.3)	8 (5.4)	4 (3.8)	5 (3.3)
放 火	7 (0.5)	4 (1.1)	1 (0.3)	1 (0.5)	1 (0.7)	-	-
公 務 執 行 妨 害	5 (0.4)	1 (0.3)	2 (0.6)	-	-	1 (0.9)	1 (0.7)
住 居 侵 入	17 (1.3)	6 (1.6)	5 (1.5)	1 (0.5)	-	3 (2.8)	2 (1.3)
暴力行為等処罰法	6 (0.4)	2 (0.5)	3 (0.9)	-	-	1 (0.9)	-
そ の 他	109 (8.2)	32 (8.4)	19 (5.7)	10 (4.7)	33 (22.3)	3 (2.8)	12 (7.9)
特 別 法 犯 総 数	470 (35.2)	192 (50.5)	65 (19.5)	60 (27.9)	76 (51.4)	33 (31.1)	44 (29.1)
覚 醒 剤 取 締 法	236 (17.7)	139 (36.6)	48 (14.4)	45 (20.9)	3 (2.0)	-	1 (0.7)
道 路 交 通 法	134 (10.0)	21 (5.5)	5 (1.5)	5 (2.3)	53 (35.8)	23 (21.7)	27 (17.9)
そ の 他	100 (7.5)	32 (8.4)	12 (3.6)	10 (4.7)	20 (13.5)	10 (9.4)	16 (10.6)
△ 犯	14 (1.0)	...	...	...	5 (3.4)	4 (3.8)	5 (3.3)

注 1 1-2-1表の脚注1～12に同じ。

2 ( )内は、各属性等の総数又は犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の人員における構成比である（「居住状況」を除く。）。

(5) 倫理的配慮

法務総合研究所では、研究計画及び研究結果を検証するために、外部の学識経験者等から構成される法務総合研究所研究評価検討委員会を設置しており、令和3年調査（当初の研究題名は「犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査」）も当該委員会の事前評価を経て実施された。研究の実施に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して実施した。